

自動継続変動金利定期預金規定（複利型）

（平成14年1月10日制定）

1 自動継続

- (1) この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6箇月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 証券類の受入

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに当組合で返却します。

3 利率の変更

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日、3及び4.(1)において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6箇月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6箇月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方法により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び証書記載の利率（上記3により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1の(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6箇月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の支払請求書に届印の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を5の(2)の但書により当組合がやむを得ないと認めて満期日前に解約する場合及び5の(4)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6箇月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- | | |
|---------------|----------------|
| ア 6箇月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ 6箇月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ウ 1年以上1年6箇月未満 | 約定利率×50% |
| エ 1年6箇月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| オ 2年以上2年6箇月未満 | 約定利率×70% |
| カ 2年6箇月以上3年未満 | 約定利率×90% |
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 取引拒絶、預金の解約、書替継続

- (1) この預金口座は、(4)のア、イのAからF及びウのAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、(4)のア、イのAからF及びウのAからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) この預金は、満期日前に解約することはできません。
但し、当組合がやむを得ないと認める場合を除きます。
- (3) この預金を解約又は書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの口座を解約することができるものとします。
- ア 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- イ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員

- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F その他前号に準ずる者

ウ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を越えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

6 届出事項の変更、証書の再発行等

- (1) この証書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届け出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は証書の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7 印鑑照合

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱いました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金及び証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承認する場合には、当組合所定の書式により行います。

9 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によりお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によりお届けください。
- (3) すでに、補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様にお届けください。
- (4) (1) から (3) の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届け

ください。

- (5) (1) から (4) の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

10 預金保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

- (2) (1) により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

ア 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、証書に届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出して下さい。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

イ アの充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。

ウ アによる指定により、債権保全上支障を生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) (1) により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

ア この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、約定利率を適用するものとします。

イ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。

- (4) (1) により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

11 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、郵送・電子メール等による通知、店頭表示・当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変

更できるものとしします。

(2) 前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。

附 則

- 1 この規定は、平成14年1月10日から施行する。（9.10.を加える。）
- 2 この規定の改廃は、平成18年12月1日以降、理事長決裁による。
- 3 この規定は、平成20年10月18日から施行する。
（新悠々定期の金利計算を1箇月複利から6箇月複利に変更する。）
- 4 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
（反社会的勢力排除条項を追加した。）
- 5 この規定は、令和2年4月1日から施行する。
（民法改正に伴い、中途解約制限及び規定変更の条項を新設等した。）